

第55回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

事業報告

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)

株式会社ティビィシィ・スキヤット

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、上記の体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社が社会的信頼と責任を果たす企業集団であるためには、全役職員が、コンプライアンスの徹底が経営の最重要課題であることを認識し、高い倫理観に基づいて職務執行し、公正かつ透明性の高い経営体制を確立する。
 - b. 法令遵守体制の監視及び業務執行の適正の確保を目的として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置する。内部監査人は、法令及び当社規程等に従い各業務の執行を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行い、かつ問題のある事項については、該当部署へ改善要請を行う。
 - c. コンプライアンス体制の整備を行い、全従業員が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守の上社会的責任を果たし企業理念を実践するように、定期的な社内教育を行うなど周知徹底を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程等に則り適切に保存・保管を行う。
 - b. 経営に関する重要情報は、閲覧権限の明確化と周知徹底を実施し、また、社内規程等により情報漏洩の場合の責任及び懲罰について定める。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は、リスク管理規程及び事業継続プログラムにより、当社の経営に重大な影響を与えるような事案が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、損失を最小限に抑えとともに早期の原状回復に努める。
 - b. 当社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - c. 内部監査人による内部監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長へ報告することで、リスクの現実化を未然に防止する。また、損失の危険のある業務執行が発見された場合には、その内容について直ちに代表取締役社長に報告し、速やかな改善を促す。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 定例の取締役会を毎月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、適切な業務執行が行える体制を確保する。
 - b. 取締役の業務執行に関する権限及び責任は、組織規程及び職務権限規程により責任と権限を明確化し、適正な管理水準を維持する。また、取締役は、経営計画及び事業予算の各項目に関し、達成状況及び展開状況を管理し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 企業集団の業務の適正性を確保するため、子会社取締役又は監査役として当社の役職員を派遣し、子会社の業務運営を定常的に監督する。子会社の業務執行は、関係会社管理規程により当社経営管理本部により管理を実施する。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確保するため、子会社取締役は、重要な経営情報についてその重要性を鑑み、当社取締役会、執行役員会、リスク等管理委員会、及び事業会議のいずれかにおいて報告する。
 - c. 当社の内部監査室は、監査役と連携し、内部監査規程により子会社の業務運営に関して内部監査を実施し、企業集団における業務の適正及び経営リスクの軽減を確保する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役は監査役会規程により、必要に応じ監査役の職務を補助する使用人を置くことができ、この使用人の指揮権は監査役が有し、取締役の指揮命令に服さない。
 - b. 監査役の職務を補助する使用人の人事は、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得て決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- a. 取締役は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項及び違法又は不法行為を認知した場合は、法令に従い直ちに監査役に報告する。
 - b. 監査役は、取締役会等の業務執行の重要な会議に出席し、重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実のほか、会議の決定事項、内部監査の実施状況等の報告を受け意見を述べるとともに、主要な稟議書を閲覧する。
 - c. 監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役、内部監査人及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については説明を求めることができる。
 - d. 監査役監査の実効性を確保するための体制として、取締役及び使用人（子会社取締役及び使用人を含む）が監査役に報告したことにより当該事項を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。さらに、監査役の職務の遂行において生ずる費用の前払い、償還の手続き及びその他の当該職務の遂行において生ずる費用、債務の処理に係る事項を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
- b. 監査役は、会計監査人と定期的な会合、往査への立会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適時報告を求める等、監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- c. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社の課題、取り巻くリスク及び監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

- a. 財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、取締役会において財務報告に係る運用基本方針を定める。
- b. 財務報告の信頼性と適正性を確保するため関係諸法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努める。

(10) 反社会的勢力の排除に関する体制

- a. 反社会的勢力排除に向けた基本方針により、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然とした姿勢で臨み、不当要求等を拒否し、反社会的勢力と関係を一切持たない。
- b. 平素より外部専門機関等の情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。
- c. この基本方針を役員及び従業員全員に周知徹底し、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、リスク等管理委員会に報告し改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、リスク等管理委員会の配下に各事業においてコンプライアンス委員会を設置し、事業コンプライアンスや、従業員に対し必要なコンプライアンス研修や社内会議等での説明を行い、法令、社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

(3) リスク管理体制

当社は、リスク等管理委員会において、各事業が開催するコンプライアンス委員会の報告や、事業に係る法令等の変更確認、労務報告等のリスクのレビューを行い全社的な情報共有に努め、当該リスクの管理状況について報告しております。

また内部監査室は、内部監査において把握したリスク管理体制の整備・運用状況について、代表取締役社長及びリスク等管理委員会に報告しております。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(令和 3 年11月 1 日から
(令和 4 年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	200,000	338,339	1,996,498	△214,716	2,320,122
当期変動額					
剰余金の配当			△49,007		△49,007
親会社株主に帰属する 当期純利益			100,661		100,661
自己株式の取得				△189,509	△189,509
株式交付信託による自己 株式の処分				1,076	1,076
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	51,653	△188,432	△136,779
当期末残高	200,000	338,339	2,048,152	△403,149	2,183,343

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△3,337	△3,337	2,316,784
当期変動額			
剰余金の配当			△49,007
親会社株主に帰属する 当期純利益			100,661
自己株式の取得			△189,509
株式交付信託による自己 株式の処分			1,076
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,559	△2,559	△2,559
当期変動額合計	△2,559	△2,559	△139,338
当期末残高	△5,896	△5,896	2,177,446

（注）この連結株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社名 TBCシルバーサービス株式会社
VID株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- a. 商 品 総平均法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)
- b. 仕掛品 個別法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年 ～ 47年
その他	2年 ～ 18年

②無形固定資産（リース資産を除く）

a. ソフトウェア

市場販売目的ソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と、販売可能見込期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能見込期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

b. のれん

8年間の定額法により償却しております。

c. その他無形固定資産

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく支給見込額を計上しております。

当社は、平成30年1月30日開催の第50回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。その支給の時期は各取締役の退任時とし、具体的な金額及び支給の方法等の決定は、取締役会に一任することが決議されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

④株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①美容サロン向けＩＣＴ事業

美容業界（美容サロン、サロン顧客及び美容ディーラー）向けに、システム販売、システム及びハードウェア保守、コンテンツのサービスを提供しております。

システム販売は、主に自社開発のシステムの販売であり、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。顧客に引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

システム及びハードウェア保守、コンテンツのサービスは、顧客との契約に基づき、契約期間にわたり当該サービスを提供する履行義務を負っております。当社グループがサービスを提供する期間にわたり履行義務が充足されるため、期間に応じて収益を認識しております。

②中小企業向けビジネスサービス事業

中小企業向けビジネスサービス事業は、主にＢＰＯサービス、人材サービス、及びビジネスサービスの提供であり、顧客との契約に基づき、当該サービスを提供する履行義務を負っております。顧客との契約に基づき、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

③介護サービス事業

介護サービス事業は、介護付き有料老人ホームの運営を主軸にした介護サービスの提供であり、顧客との契約に基づき、生活・医療・介護サービスを提供する義務を負っております。顧客との契約に基づき、介護サービス等を提供した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、連結計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

のれんの評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 51,869千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された中期経営計画を基礎として見積もっており、将来キャッシュ・フローは、将来の売上高の予測などの仮定に基づいており、この仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの減損の兆候に関する判断及びのれんの金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	600,000千円
借入実行額	200,000千円
差引額	400,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,240,000株	一株	一株	5,240,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	822,929株	500,022株	2,075株	1,320,876株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加500,000株は、令和4年4月11日開催の取締役会決議に基づき、令和4年4月12日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けを行い、令和4年4月14日付で自己株式500,000株を取得したことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加22株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少2,075株は、「従業員向け株式交付信託」の給付によるものであります。
4. 当連結会計年度末の自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式217,925株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年12月24日 取締役会	普通株式	32,459	7	令和3年10月31日	令和4年1月27日
令和4年6月9日 取締役会	普通株式	16,548	4	令和4年4月30日	令和4年7月11日

- (注) 1. 令和3年12月24日取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社の株式に対する配当金1,540千円が含まれております。
2. 令和4年6月9日取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社の株式に対する配当金873千円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	18,616	4.5	令和4年10月31 日	令和5年1月30日

- (注) 配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社の株式に対する配当金980千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については基本的に銀行借入による方針です。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、一連の正常な営業循環過程で発生するものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には設備投資を目的とした資金であり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。これは、金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権については各事業の業務管理担当が、主要な取引先を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、回収懸念債権の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月経理財務本部長が経理部から資金繰り実績の報告を受けるとともに、手許流動性が適切に維持されているかを検討するにあたり、流動性比率及び当座比率の動向に注意をし、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行うとともに親会社への報告を実施しております。

③市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループの借入金は、すべて変動金利によるものですが、借入の償還日までの金利上昇に対するリスクは、常に市場の金利動向に注意を払い、定期的に把握された金利を管理し、その変動に対するリスクヘッジを講じます。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	25,600	25,600	－
資産計	25,600	25,600	－
(1) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	303,880	303,880	－
負債計	303,880	303,880	－

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	25,600	—	—	25,600
資産計	25,600	—	—	25,600

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	—	303,880	—	303,880
負債計	—	303,880	—	303,880

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金はすべて変動金利であり、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産に関する事項

当社は、栃木県において、賃貸用オフィスビルを所有しております。なお、オフィスビルの一部については、当社及び子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
87,804	69,500

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な減少額は、不動産の売却22,802千円及び減損損失3,568千円であります。

3. 期末時価は、主に、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	美容サロン向け ＩＣＴ事業	中小企業向け ビジネスサービス 事業	介護サービス 事業	その他 (注) 1	合計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,492,420	316,504	757,091	—	2,566,016
その他の収益(注) 2	—	—	2,362	19,371	21,734
外部顧客への売上高	1,492,420	316,504	759,454	19,371	2,587,750

(注) 1. 「その他」の区分は、不動産賃貸事業等であります。

(注) 2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね 1 年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	185,693
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	221,369
契約負債（期首残高）	
前受金	31,868
契約負債（期末残高）	
前受金	35,829

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、主に介護サービス事業の入居契約による顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、31,868千円であります。

また、当連結会計年度における契約負債が増加した主な理由は、システム販売契約に基づく顧客からの前受金の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 555円60銭

1 株当たり当期純利益 24円30銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、218,789株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、217,925株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
栃木県小山市	事業用資産	建物	48,927千円
		建物附属設備	2,446千円
		構築物	1,118千円
栃木県小山市	賃貸等不動産	建物	3,354千円
		建物附属設備	213千円

当社グループは、原則として、事業用資産及び賃貸等不動産は事業所を基礎として、資産をグルーピングしており、遊休資産については個別にグルーピングしております。

当連結会計年度において、当該固定資産の譲渡の意思決定を行ったため、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。なお、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び市場価格を反映し算定しております。

2. 追加情報

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動全般に影響を与えており、当社グループにおいても、各事業によって影響は異なり、収束時期を合理的に予測することは困難であります。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、令和3年9月21日開催の取締役会において、当社従業員に対する福利厚生制度を拡大させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社株式を給付するインセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下「本信託」という。)を設定し、本信託が当社普通株式(以下「当社株式」という。)の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の業績評価等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度113,103千円、217,925株であります。

株主資本等変動計算書

(令和 3 年11月 1 日から
令和 4 年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	200,000	143,198	195,140	338,339	15,656	1,575,113	1,590,770
当期変動額							
剰余金の配当						△49,007	△49,007
当期純利益						55,026	55,026
自己株式の取得							
株式交付信託による自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	6,018	6,018
当期末残高	200,000	143,198	195,140	338,339	15,656	1,581,131	1,596,788

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△214,716	1,914,393	△3,337	1,911,055
当期変動額				
剰余金の配当		△49,007		△49,007
当期純利益		55,026		55,026
自己株式の取得	△189,509	△189,509		△189,509
株式交付信託による自己株式の処分	1,076	1,076		1,076
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△2,559	△2,559
当期変動額合計	△188,432	△182,414	△2,559	△184,973
当期末残高	△403,149	1,731,979	△5,896	1,726,082

(注) この株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕 掛 品	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯 蔵 品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年 ～ 39年
構築物	10年 ～ 15年
工具、器具及び備品	3年 ～ 18年

(2) 無形固定資産

a. ソフトウェア

市場販売目的ソフトウェア	見込販売数量に基づく償却額と、販売可能見込期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能見込期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

b. その他無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当事業年度末における退職給付債務の見込額（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法による方法により計算した金額）に基づき、必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく支給見込額を計上しております。

当社は、平成30年1月30日開催の第50回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。その支給の時期は各取締役の退任時とし、具体的な金額及び支給の方法等の決定は、取締役会に一任することが決議されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 美容サロン向けICT事業

美容業界（美容サロン、サロン顧客及び美容ディーラー）向けに、システム販売、システム及びハードウェア保守、コンテンツのサービスを提供しております。

システム販売は、主に自社開発のシステムの販売であり、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。顧客に引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

システム及びハードウェア保守、コンテンツのサービスは、顧客との契約に基づき、契約期間にわたり当該サービスを提供する履行義務を負っております。当社がサービスを提供する期間にわたり履行義務が充足されるため、期間に応じて収益を認識しております。

(2) 中小企業向けビジネスサービス事業

中小企業向けビジネスサービス事業は、主にＢＰＯサービス、人材サービス、及びビジネスサービスの提供であり、顧客との契約に基づき、当該サービスを提供する履行義務を負っております。顧客との契約に基づき、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、計算書類に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において区分掲記しておりました無形固定資産の「電話加入権」（前事業年度72千円）は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 185,041千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸借対照表に計上した関係会社株式のうち、129,041千円は連結子会社であるV I D株式会社の株式であります。当社は、将来の業績回復を見込んだ事業計画を前提とした超過収益力を反映した価格で同社株式を買収しているため、当該関係会社株式の評価にあたり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、同社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	600,000千円
借入実行額	200,000千円
差引額	400,000千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1千円
短期金銭債務	794千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引

営業収益	3,360千円
営業費用	8,595千円

(2) 営業取引以外

営業外収益	4,400千円
-------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	822,929株	500,022株	2,075株	1,320,876株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加500,000株は、令和4年4月11日開催の取締役会決議に基づき、令和4年4月12日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを行い、令和4年4月14日付で自己株式500,000株を取得したことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加22株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少2,075株は、「従業員向け株式交付信託」の給付によるものであります。
4. 当事業年度末の自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式217,925株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	87,798千円
減損損失	30,376千円
未払賞与	19,836千円
役員退職慰労引当金	5,593千円
株式給付引当金	6,501千円
貸倒引当金	4,922千円
資産除去債務	3,455千円
未払事業税	1,629千円
減価償却超過額	4,154千円
その他有価証券評価差額金	2,583千円
その他	3,747千円
繰延税金資産小計	170,599千円
評価性引当額	△36,750千円
繰延税金資産合計	133,848千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,277千円
繰延税金負債合計	△1,277千円
繰延税金資産の純額	132,571千円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	学校法人ティ ビィシィ学院	栃木県 宇都宮市	—	専門学校の 経営	(被所有) 直接 1.31	—	固定資産の譲渡 手付金の受取 (注) 1	100,000	前受金	100,000
							自己株式の 取得 (注) 2	157,171	—	—

- (注) 1. 固定資産の譲渡については、令和4年2月7日開催の当社取締役会決議において、本社屋土地・建物譲渡の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失56,061千円を計上しております。また、令和4年2月14日に締結した不動産売買契約に基づき、令和4年5月2日付で、本社屋の土地・建物を譲渡価額228,000千円で譲渡いたしました。当該固定資産の譲渡に伴い、固定資産売却益43,952千円、固定資産売却損44,902千円を計上しております。譲渡価額は、不動産鑑定評価額及び市場価格を勘案し決定しております。なお、譲渡後も同土地・建物を賃借し使用しております。
2. 自己株式の取得については、令和4年4月11日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は令和4年4月11日の終値379円で取引を行っております。当該取引の結果、学校法人ティビィシィ学院が当社の主要株主ではなくなりました。このため、取引金額については同日までの期間の金額を、期末残高については同日時点の残高を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	440円43銭
1 株当たり当期純利益	13円28銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「従業員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、218,789株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、217,925株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
栃木県小山市	事業用資産	建物	48,927千円
		建物附属設備	2,446千円
		構築物	1,118千円
栃木県小山市	賃貸等不動産	建物	3,354千円
		建物附属設備	213千円

当社は、原則として、事業用資産及び賃貸等不動産は事業所を基礎として、資産をグルーピングしており、遊休資産については個別にグルーピングしております。

当事業年度において、当該固定資産の譲渡の意思決定を行ったため、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。なお、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び市場価格を反映し算定しております。

2. 追加情報

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動全般に影響を与えており、当社においても、各事業によって影響は異なり、収束時期を合理的に予測することは困難であります。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結注記表の「(その他の注記) 2. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。